

(注)

(共通)

- 1 本書は、開札後の審査書類の提出時に提出すること。
- 2 本工事に主任技術者又は監理技術者として配置する予定の技術者（以下「技術者」という。）について作成すること。
また、技術者を1人に特定できない場合は、複数の者を技術者とすることができる。この場合、本書はすべての技術者について作成すること。なお、各技術者とも条件を満たす者でなければならない。
- 3 実際の工事の施工にあたって、種々の状況からやむを得ないものとして発注者が承認した場合のほかは、本書に記載した技術者以外の者への変更は認めない。

(資格について)

- 1 国家資格者等にあつては、当該資格証明書等の写しを添付すること。また、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。

(工事経験について)

※「栃木県建設工事総合評価落札方式における若手技術者育成工事試行要領」に基づく若手担当技術者及び若手主任技術者等の経験を除く。

- 1 工事経験は、「入札公告」の4の(1)のオで条件適用が無の場合は記入を要しない。
- 2 工事概要は、条件に該当する工事であることが確認できるように記載すること。
- 3 工事経験を有する工事は、施工実績資料（様式第3号）の工事と同一でなくてもよい。
- 4 本書に記載した技術者が当該工事に従事したこと、並びに、当該工事の内容が条件に該当する工事であることを証明できるもの（CORINSの「登録内容確認書」、契約書、設計書、仕様書、図面等の写しなど）、を添付すること。また、当該技術者が、契約工期全般にわたり従事していない場合は、当該技術者の従事期間の工事内容が分かるもの（栃木県土木工事共通仕様書に定める「計画工程表（工事実施工程表）」など）を添付すること。なお、施工実績資料（様式第3号）に記載した工事と同一の工事であつて重複する書類については省略することができる。

(若手担当技術者の工事経験について)

- 1 同種・類似工事を元請として受注した工事において、若手担当技術者として施工した工事経験を競争参加条件として認める。

なお、若手担当技術者として施工した工事経験を評価する場合の配置予定技術者は、若手技術者に限るものとし、それを証明できるもの（健康保険被保険証（所属建設業者名が記載されているものに限る。）の写し）を添付すること。

- 2 若手担当技術者が当該工事に従事したこと、並びに、当該工事の内容が参加条件に該当する工事であることを証明できるもの（CORINSの「登録内容確認書」及び「栃木県建設工事総合評価落札方式における若手技術者育成工事試行要領」に定める様式3（若手担当技術者の専任確認書））を添付すること。なお、平成29年3月31日以前に入札公告又は指名通知した工事における証明書類は、「栃木県建設工事総合評価落札方式における若手技術者育成型試行要領」に定める様式3（担当技術者の専任確認書）とする。

(若手主任技術者等の工事経験について)

- 1 同種・類似工事を元請として受注した工事において、若手主任技術者等として施工した工事経験を競争参加条件として認める。
- 2 若手主任技術者等が当該工事に従事したこと、並びに、当該工事の内容が参加条件に該当する工事であることを証明できるもの（CORINSの「登録内容確認書」及び「栃木県建設工事総合評価落札方式における若手技術者育成工事試行要領」に定める様式6（若手主任技術者等の指導確認書））を添付すること。

(若手主任技術者等の雇用関係について)

- 1 若手主任技術者等について、3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明するもの（健康保険被保険者証（所属建設業者名が記載されているものに限る。）の写し）を添付すること。

(他工事の従事状況等について)

- 1 申請時における他工事の従事状況等は、従事しているすべての工事について記入すること。従事している工事が複数ある場合は、本書を従事工事数分作成すること。
- 2 本工事の技術者が、本書の提出日現在で他工事に従事していて、本工事の契約日までに完成引渡が完了する見込みでない場合は、他工事の発注機関から「本工事の契約の相手方となった場合は技術者変更を承諾する」旨の公印を有する書類を添付すること。なお、不可能な場合は（共通）の2によること。

(橋梁工事等における監理技術者等の取扱いについて)

- 1 工場製作と現場施工を同一工事で行う橋梁工事等の場合で、工場製作のみが行われる期間と現場施工期間で別々の者を技術者とする場合、本書はそれぞれの者について作成すること。
なお、用紙の右上余白部分に「(工場担当技術者)」又は「(現場担当技術者)」と明記すること。